

欧州での企業誘致等業務委託 公募実施要領

1. 業務の名称

欧州での企業誘致等業務委託

2. 事業目的

先端技術を有する欧州企業の誘致と市内ものづくり企業の欧州での市場獲得に一体的に取り組み、神戸経済のグローバル化を促進する。また、神戸市の施策 PR を通じて、欧州での神戸市の経済面での認知度向上を図る。

3. 事業概要

神戸市は欧州ビジネスオフィスを開設し、欧州企業の誘致、市内ものづくり企業の欧州での取引拡大等に取り組む。本業務では、同オフィスの一部として欧州企業の調査、発掘、関係構築などの誘致活動及び市内企業等の欧州での展示会出展、ビジネスマッチングを実施するほか、神戸市の欧州での事業活動をサポートする。

4. 業務内容

別紙、業務委託仕様書による。

5. 事業規模（予算額）

26,790,000 円

本業務実施に必要となる経費（航空運賃、鉄道運賃、ガソリン代、宿泊費等）は全て委託料に含むものとする。

6. 委託期間

令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

7. 履行場所

設置地域 ドイツ

活動地域 ドイツを中心とする欧州

8. 契約に関する事項

(1) 契約方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び業務提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

(2) 委託料の支払い

活動状況を確認のうえ、請求書受領後 1 か月以内を目途に、年 2 回に分けて受託者の指定する口座に振り込む。

・前金払：展示会にかかる費用等の一部として契約金額の 30%を請求書受領後に速やかに支払

い。

- ・第1回支払い：活動状況報告書（5月～9月分）の確認後、契約金額の35%を支払い。
- ・第2回支払い：活動状況報告書（10月～3月分）及び業務完了報告書（提出期限令和6年3月31日）の確認後、35%を支払い。

※委託料は円建てで支払う。

※海外送金手数料は神戸市が負担する。

(3) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

本契約の履行にあたり以下に指定する軽微な部分を受注者以外の他者が履行する場合は、委託契約約款第2条第2項（製造その他請負契約約款第2条第5項）の規定にかかわらず、再委託・下請負に関する申請を省略することができる。

但し、当該再委託先・下請負人（二次以下の再委託先・下請負人も同様）が本契約の内容について不履行や契約不適合等があった場合には、受注者が本市に対する債務不履行責任や契約不適合責任等を負う。

【再委託・下請負等に関する事前申請を省略できる業務】

- ・資材・物品の購入
- ・通訳業務

(4) その他

仕様書に記載のない業務が発生した場合は、双方協議の上、契約金額を変更する。

9. 応募資格

以下の要件をすべて満たすこと。

①設置地域に事業所を有し、日常的に事業活動を行っている法人（※）

※ドイツの法律に基づき設立された法人。日本法人を有している必要はない。

②活動地域において、誘致対象となる企業との取引実績・ネットワークを豊富に有していること

③展示商談会への出展サポートの活動実績を有していること

④日本語及び設置地域で主に話されている言語（ドイツ語及び英語）により業務を行う事ができる語学力を有する人材を配置できること。

⑤暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。

10. 選定スケジュール

(1) 公募開始 : 令和5年2月13日(月)

神戸市公式ホームページ事業者募集

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>) 及

び神戸市企業進出総合サイト (<https://kobe-investment.jp/>) に公募実施

要領を掲載。(郵送での配布は行わない)

(2) 質問受付期限 : 令和5年2月24日(金)17時まで

質問書(様式4)を14. 問い合わせ・書類提出先に電子メールで送付すること。件名は「欧州での企業誘致等業務委託応募に関する質問」とし、受信確認のために返信を求めること。

- (3) 質問への回答 : 令和5年3月8日(水)17時まで
応募者間の公平性を確保するために必要と認めた質問事項は、質問内容と回答を、神戸市公式ホームページ事業者募集
(<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>) 及び神戸市企業進出総合サイト (<https://kobe-investment.jp/>) において公開する。なお、事実関係の確認など公開しないことで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。
- (4) 提案書提出期限 : 令和5年3月29日(水)正午まで(日本時間)
14. 問い合わせ・書類提出先に電子メールで送付すること。件名は「欧州での企業誘致等業務委託応募」とし、受信確認のための返信を求めること。
- (5) 書類選考 : 応募者多数の場合、書類選考で上位3者を選定し、事業者プレゼンを実施
- (6) 事業者プレゼン : 令和5年4月12日(水) ※4月13日(木)を予備日とする
午後4時～6時の間で各社20分程度を予定。ウェブ会議を想定。提出資料のみを使用するため、別途プレゼンテーション資料の作成は不要。
- (7) 事業者選定 : 令和5年4月下旬
候補者に電子メールで通知するとともに、本市ホームページで結果を公表する。
- (8) 契約・事業開始 : 令和5年5月1日(月)(予定)

1.1. 提出書類等

- (1) 提出書類について ※書類はすべて日本語で記載すること。

<提出書類>

- ① 業務委託応募申込書(様式1)
- ② 業務提案書(様式自由)及び実施スケジュール(様式2)
- ③ 添付書類
法人登記の写し、法人の概要が分かる資料(パンフレットなど)、直近の財務諸表、代表者の経歴書
(様式自由)
- ④ 現地における現在の活動状況が分かるもの(様式自由)
- ⑤ 誓約書(様式3)
- ⑥ 見積書及びその明細書(様式自由。但し、人件費など積算内容が分かるもの)
※見積額は事業者選定の評価項目ではありません。

各書類についてPDFファイルを提出。但し、業務委託予定者に決定した場合は、提出書類のうち

- ①、⑤、⑥は代表者の署名入りの原本を後日郵送により提出すること。

<業務提案書について>

様式自由。但し、別添の業務提案項目に沿った内容でA4版20ページ以内(表紙・目次を除く/縦・横は自由)とする。

- (2) 提出先

14. 問い合わせ・書類提出先に記載のメールアドレス

(3) その他

- ① 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず、返却しない。なお、提出書類や選定結果（不採用となった企業等の名称・審査結果を含む）は神戸市情報公開条例に基づき情報公開の対象となることを了承のうえ提出すること。
- ② 業務提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となるため、実現が確約されることのみ表明すること。採用決定後であっても、契約段階において表明した内容に大幅な変更がある場合には、次点の提案者と契約を締結する場合がある。また、提案書に虚偽の記載をしたものは、当該業務の提案書を無効とする。
- ③ 提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とする。
- ④ 提出された提案書は、提出者に無断で使用することはない。

1.2. 事業者の選定方法

(1) 事業者は欧州での企業誘致等業務委託事業者評価委員会の評点により選定する。

(2) 評価委員は以下の観点で業務提案書の評価を行う。

A 誘致戦略の有効性

- ① 日本に自社拠点開設を予定・検討している企業を発掘するための有効な手法が具体的に提案されているか。【10%】
- ② 上記を実行するために必要となる現地企業とのネットワーク、取引実績、パートナー企業などを有しているか。【10%】

B 営業活動の有効性

- ① 誘致候補企業との面談において、神戸への誘致を働きかけるために説得力を持ったプレゼンテーションを行えるかどうか。【10%】
- ② 日本に自社拠点開設を予定している企業に対して、神戸での自社拠点開設を働きかけるための方法について具体的に提案されているか。【10%】

C 海外販路開拓支援の有効性

- ① 展示会出展事前準備から展示会後のアフターフォローまで、市内企業等の販路開拓をサポートするための有効な手法が提案されているか。【10%】
- ② 来場者の目を引くような効果的なブース装飾が提案されているか【10%】
- ③ 市内企業と欧州企業とのビジネスマッチング成立に向けた、具体的かつ有効な提案がなされているか【10%】

D 提案内容の実現可能性

- ① 提案を実現するための実施体制が整っているか（パートナー企業を含む）。【10%】
- ② 提案内容が具体的かつ現実的で説得力のあるものになっているか。【10%】

E 地元加算

- ①提案者の支社、子会社又は親会社等が神戸市内にあるか【10%】

(3) 契約に当たっては、業務委託予定者との協議により、契約内容や支払い方法等について決定する。なお、協議が整わない場合は、評価委員会の評点において企画提案の次点の評価を受けた

事業者と契約を行う場合がある。

- (4) 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (5) 審査結果については、採否の如何を問わず応募を行った事業者に書面で通知する。

1.3. 応募及び業務履行にあたっての留意事項

本業務への応募及び業務の履行にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 常に本市担当職員との連携を密にして業務にあたるものとする。
- (2) 業務の進捗状況については、仕様書に定める活動状況の報告のほか、必要に応じて本市担当職員の指示により適宜報告するものとする。
- (3) 業務委託仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と十分に協議するものとする。
- (4) 本業務は、神戸市令和5年度一般会計予算の成立を前提としており、本業務に関する予算成立状況によっては、契約を締結しない場合や内容等に変更が生じる場合がある。

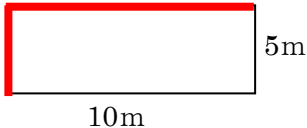
1.4. 問い合わせ・書類提出先

神戸市 企画調整局 医療・新産業本部 新産業部 企業立地課 外資グループ（安藤、玉田）

E-mail: invest@office.city.kobe.lg.jp

電話: 078-322-6216 FAX: 078-322-6072

業務提案項目

1. 営業活動の拠点（ドイツ国内の都市名）
2. 誘致可能性のある企業の洗い出し及び誘致候補企業へのコンタクト方法について
3. 現地企業とのネットワーク、取引実績、パートナー企業などについて
4. 誘致候補企業との面談においてどのように神戸への誘致を働きかけるか
5. 神戸での自社拠点開設を働きかけるためのフォローアップ方法について
6. 展示会出展事前準備から展示会後のアフターフォローについての企業支援計画
7. 展示ブース（縦5メートル×横10メートル）のパース案
（左図の赤線部分は隣接ブースとの壁あり）

8. 展示会に出展する市内企業等と欧州企業とのビジネスマッチング方法について
9. 本業務実施にかかる人員体制及び役割（責任者および営業従事者を明記のこと）
10. 業務スケジュール（想定）
別紙(様式2)のとおり

※ 各項目の枚数制限はないが、全体分量は、A4版20ページ以内（表紙・目次を除く／縦横自由）とする。